

解説
『一般賠償責任保険の諸課題
—CGL・保険危機の示唆と約款標準化—』

2023年7月22日
日本保険学会九州部会
長崎県立大学 鴻上 喜芳

解説対象

- 鴻上喜芳『一般賠償責任保険の諸課題－CGL・保険危機の示唆と約款標準化－』法律文化社，2020年。

執筆の意図

- CGLの示唆
 - 導入当初は大差なかった補償内容の米国との乖離への問題意識
 - 日本の一般賠償はもっとパフォーマンスを上げられる
 - 保険会社は商品メンテナンスに力を入れるべき
 - 過去の商品担当者としての反省
 - 現役商品担当者へのエール
- 保険危機の示唆
 - 米国の経験を参考に安定運営を期待
- 約款標準化
 - 叡智を結集するためには必要
 - 賠償約款の共同行為は本当に許されないのか
- 論文博士号取得

基となった論文

● 第1部

- 第1章「賠償責任保険普通保険約款の課題」『損害保険研究』第81巻第1号
- 第2章「生産物賠償責任保険約款の課題」『保険学雑誌』第636号

● 第2部

- 第1章「請負業者賠償責任保険管理財物免責の課題」『損害保険研究』第79巻第3号
- 第2章「生産物賠償責任保険itself免責の課題－米国ISO約款を手がかりに－」『損害保険研究』第78巻第1号
- 第3章「生産物賠償責任保険におけるビジネスリスク免責のあり方」『損害保険研究』第78巻第3号
- 第4章「生産物賠償責任保険完成作業危険におけるビジネスリスク免責の現状と課題」『新PL研究』初号
- 第5章「生産物賠償責任保険リコール免責とリコール保険の現状と課題」『新PL研究』2号

● 第3部

- 第2章「第三の保険危機」『損保総研レポート』第71号
- 第3章「リスク・リテンション・グループの台頭－日本の損害保険事業はいかに備えるべきか－」『保険学雑誌』第588号
- 第4章「米国の医療事故賠償責任の状況と保険マーケットの変化」『保険学雑誌』第615号
- 第5章「損害賠償請求ベース約款におけるテールカバー・遡及カバーのあり方」『保険学雑誌』第616号

本日の流れ

I 約款の課題

【Itself免責と減損財物免責】

II 保険危機の示唆

III 約款標準化の課題

I 約款の課題

日本の一般賠償責任保険

● 概要

- 賠償責任保険は、賠償責任保険事業免許に基づく保険
- 自動車・船舶・航空機・原子力事業にかかる賠償責任は他の事業免許による保険の対象
- 会社役員賠償責任保険など独立した普通保険約款に基づく保険が登場しているが、賠償責任保険普通保険約款に基づくものが一般賠償責任保険
- 大別すると、企業向け、専門職業向け、個人向け
- 本書の対象は、企業向け・専門職業向け

● 歴史

- 東京海上社が1957年に事業免許を得たことに始まり、その後国内他社も約款に若干の違いを持たせたうえで事業免許を取得し事業を開始
- 米国と異なり、導入以来各社が独自の約款を用い、標準約款は存在しない。
- 導入以来文言の平易化など小規模な改訂はあったものの開発当初の約款をほぼそのまま使用
- 補償内容にかかわる大きな変更があったのは、2010年施行の保険法に対応するための約款改訂の一度のみ

米国のCGL

- 概要

- Commercial General Liability (CGL)
 - 日本の企業向け一般賠償責任保険に相当
- CGLを引き受ける場合のほとんどでInsurance Services Office が作成した標準約款 (ISO約款) が使用されている。

- 歴史

- 最初のCGL標準約款は, Comprehensive General Liability (包括一般賠償) policyという名称で1941年に誕生
- それまでは, 各保険会社が独自の約款を用いていたが, 標準化の機運が高まってきたことにより, 相互会社系の統計局 (Mutual Insurance Rating Bureau) と株式会社系の統計局 (National Board of Casualty Underwriters) が共同で標準約款を作成することに同意し開発
- 1971年に設立されたISOがその後約款作成業務を引き継いでいる。CGL標準約款は, 以降数度の改訂を経ており, 大きな改訂は, 1955年, 1966年, 1973年, 1986年のものであって, 最新版は2013フォームである。

約款の課題で取り上げたもの

- 賠償責任保険普通保険約款
- 生産物特別約款
- ビジネスリスク免責
 - 管理財物免責
 - Itself免責
 - 減損財物免責
 - 生産物賠償責任保険完成作業危険におけるビジネスリスク免責
 - 生産物賠償責任保険におけるリコール免責とリコール保険
- 損害賠償請求ベース約款の接続問題

【Itself免責と減損財物免責】

減損財物免責に着目した財物損害有無責の整理(CGL)

財物損害の定義	減損財物の定義および減損財物免責条項		補償	例	分類	
a. 有体物の物理的損傷(当該財物の使用不能損害を含む。)	欠陥ある製造物・仕事が組み込まれたこと、または遅延・条件未達により、使用価値を減じたもの	修復・条件充足可能(減損財物に該当)	製造物・仕事への突発事故	○	温度変化で突発的に不具合が生じた回路基盤によるスキャナーの在庫損害	①
			その他	×	単に機能を果たせなかった回路基盤によるスキャナーの在庫損害	②
		修復・条件充足不能(減損財物に該当せず)		○	汚染砂糖が混合されたキャンディの損害	③
	その他			○	通常のPL事故(日本・米国) テレビからの出火による家屋の損害	④
b. 物理的に損傷を受けていない有体物の使用不能損害	製造物・仕事の欠陥、または契約条件通りの履行の遅延・失敗に起因するもの	製造物・仕事への突発事故	○	隣のビルが施工欠陥で倒壊し、入り口がふさがったために閉店せざるを得なかった店舗の営業休止損害	⑤	
		その他	×	ピンの納期遅延で売物にならなくなった新年バッジの損害	⑥	
	その他			○	PL以外の賠償事故(米国) 隣のビルが施工中に倒壊し、入り口がふさがったために閉店せざるを得なかった店舗の営業休止損害	⑦

(出典: 本書p.91)

itself免責－日本(東京海上日動社)

● 旧約款

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。

(1) 生産物または仕事のかしに起因する当該生産物または仕事の目的物の損壊自体(生産物または仕事の目的物の一部のかしによる当該生産物または仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。)の賠償責任

● 新約款

(1) 当会社は、(中略)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① (略)

② 被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であることを示すことをいいます。)または虚偽の表示

(2) 当会社は、被保険者が次の財物の損壊または使用不能について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 生産物

② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

③ 完成品(生産物を原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。)

④ 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物

itself免責・減損財物免責－CGL

k.「記名被保険者の製造物」への損害

「記名被保険者の製造物」または「記名被保険者の製造物」の一部から生じた「記名被保険者の製造物」への「財物損害」

l.「記名被保険者の仕事」への損害

「製造物・完成作業危険」においては、「記名被保険者の仕事」または「記名被保険者の仕事」の一部から生じた「記名被保険者の仕事」への「財物損害」。

この免責は、損害を受けた仕事または損害を生じさせるもととなった仕事が、記名被保険者のために下請負人によってなされた場合には適用しない。

m.「減損財物」または物理的に損傷していない財物への損害

次の事由に起因する「減損財物」または物理的に損傷していない財物の「財物損害」

(1)「記名被保険者の製造物」または「記名被保険者の仕事」の欠陥、不備、不適合または危険な状態

(2)記名被保険者または記名被保険者のために行動する者による、契約または合意を条件通りに遂行することの遅延または失敗

この免責は、「記名被保険者の製造物」または「記名被保険者の仕事」が意図された使用に置かれた後に「記名被保険者の製造物」または「記名被保険者の仕事」に生じた急激かつ偶発的な物理的損傷に起因する他の財物の使用不能損害には適用しない。

財物損害の定義－日本(東京海上日動社)

- 旧約款

当会社は、被保険者が、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物の滅失、き損もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。(第1条)

- 新約款

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について法律上の損害賠償責任を負担すること(以下「保険事故」といいます。)によって被る損害をてん補します。(第1条)

損壊： 滅失、破損または汚損を言います。(第3条)

財物損害等の定義－CGL

- 財物損害

17.「財物損害」とは次に掲げるものをいう。

- a. 有体物の物理的損傷(当該財物の使用不能損害を含む。), (中略)または
- b. 物理的に損傷を受けていない有体物の使用不能損害。(略)

- 減損財物

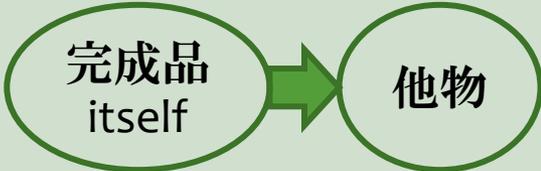
8.「減損財物」とは、「記名被保険者の製造物」または「記名被保険者の仕事」以外の有体物で、次の理由により、使用不能または使用価値減少が生じ、

- a. 欠陥, 不備, 不適合または危険であることが判明した「記名被保険者の製造物」または「記名被保険者の仕事」を組み込んだため, または

- b. 記名被保険者が契約または合意の条件を充足できなかったため

かつ、「記名被保険者の製造物」もしくは「記名被保険者の仕事」の修理, 交換, 調整もしくは除去または記名被保険者が契約もしくは合意した条件を充足することにより修復して使用できるものをいう。

生産物危険財物損害日米比較

対象生産物	損害形態	米国の補償	日本の補償	
	損傷 (Injury) + 使用不能損害	○ + ○	△ + △ (損壊のみ)	
	使用不能損害	製造物・仕事への突発事故	○	×
		その他	×	×
<p>完成品</p> 	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> 部品 itself </div> 分離不能な他の部分	× + ●	× + ×	
		製造物・仕事への突発事故	× + ●	× + ×
		その地	× + ×	× + ×

(注) × 減損財物免責, ○ 普通保険約款の問題, ● 米国減損財物免責適用除外・日本完成品免責の違い

約款課題まとめ

- 賠償責任保険のパフォーマンスが米国に比し劣る
- 特に大きいのは、財物損害の補償
- 55ポリシーと日本約款には大差がなかった
- CGLは補償範囲拡大
 - 損壊のみならず使用不能損害も補償(73ポリシー)
 - 減損財物免責を整備(86フォーム)
- 日本は免責範囲拡大
 - 完成品免責(2010年)
- 日本はCGLを見据えてのメンテナンスがされてこなかった

Ⅱ 保険危機の示唆

保険危機の示唆で取り上げたもの

- 米国の保険危機と損害賠償請求ベース約款の登場
- 米国の医療事故賠償責任保険における第三の保険危機
- 米国におけるRRG (リスクリテンショングループ) の躍進
- 米国の医療事故賠償責任保険のマーケット変化
- 損害賠償請求ベース約款の接続問題

Ⅲ 約款標準化の課題

標準化の必要性

- 海外

- 米国ISOは個人分野・企業分野とも広く標準約款を作成
- ドイツでもドイツ保険協会が自動車保険，賠償責任保険，傷害保険，訴訟費用保険，財産保険，運送保険に関し標準約款を作成

- 日本

- 損害保険料率算出団体である損害保険料率算出機構が地震保険，自動車損害賠償責任保険（自賠責保険），自動車保険，火災保険，傷害保険，介護費用保険に限り，標準約款を作成
- 賠償責任保険は，標準約款を作成していない種目の中で最大の種目

- 標準約款の効果

- 米国約款の改訂等に対応する改訂は標準約款ベースで行い，各社独自の補償内容については各社が実際に使用する約款で対応するということが可能
- 賠償責任保険の保険契約者にとっては，標準約款による補償の共通理解の上に各社の独自補償をその上乘せとして理解すればよいということになる
- 標準約款部分の約款解釈が統一化される安心感が得られるとともに，保険会社間の補償内容の比較も容易にでき利便性が向上すると考えられる

独禁法

- 独禁法3条
 - 不当な取引制限を禁止行為としている
- 独禁法8条
 - 事業者団体の禁止行為を定めている。
 - 禁止行為のうち標準約款作成に係るものは、①一定の取引分野における競争を実質的に制限すること(1号)および②構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること(4号)であろう。

保険業法

- 保険業法101条

- 「共同行為」という文言を使用して独禁法との調整を図っている。
 - ①航空保険, 原子力保険, 自賠責保険, 地震保険は, 全面的な適用除外
 - ②危険の分散や平準化を図るために保険会社間で共同して再保険を行う合理性が認められる場合には, 保険約款の内容(元受料率を除く。)の決定, 損害査定の方法の決定など特定の共同行為について部分的な適用除外
- 内閣総理大臣の認可が必要(102条1項)
- 公正取引委員会の同意(105条)

賠償責任保険の標準約款作成

- 事業者の共同行為であるが、保険業法が規定する独禁法適用除外には該当しないため、独禁法3条の不当な取引制限にあたるか否かが問題となる。
- また、賠償責任保険約款の標準約款を損害保険料率算出機構や日本損害保険協会等が作成する場合には、事業者団体の行為に当たるため、①一定の取引分野における競争を実質的に制限することおよび②構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること、にあたるか否かが問題となる。

米国での整理

- 連邦独占禁止法
 - シャーマン法, クレイトン法, 連邦取引委員会法
- マッカラン・ファーガソン法
 - 州法によって規律される範囲内では保険業は連邦法の規制を受けない。
- 州独占禁止法
 - 保険業における競争制限行為等の規制は, 保険法で。
 - アドバイザリー団体の認可制度では次の行為を認めている。
 - 標準保険約款の作成
 - 保険会社からの各種データ収集および配布
 - 参考純率の算出

EUでの整理

- EU機能条約101条1項
 - 競争制限的行為を禁止
- 3項
 - 商品の生産・販売の改善, 技術的・経済的進歩の促進に寄与し, 利用者が公平に享受できる場合は1項を適用しない。
- 保険業
 - 一定の範囲の共同行為が認められ, 一括してEU競争法の適用除外。
 - 標準約款の作成は, 2010年には項目から外れたが, これは他の事業と足並みをそろえ, 事業者・団体自身が判断する方向であるため。
- 一括適用免除規則→水平的協力協定ガイドライン(2011年)
 - 下記により3項の要件を満たす。
 - 標準約款の作成は, 多様性制限の可能性あるが, 各社約款の比較を容易にするメリットのほうが大きい。
 - 保険会社間の乗り換えと市場参入を容易にすることから, 消費者の利益となる。

日本での可能性

● 損害保険料率算出機構

- 地震保険，自動車損害賠償責任保険（自賠責保険），自動車保険，火災保険，傷害保険，介護費用保険で標準約款作成
- 標準約款作成は付随業務に該当（料団法7条の2 2項3号）
- 料率団体の業務の範囲
 - 参考純率および基準料率算出のほか以下が行えるとしている。
 - ①保険料率の算出に関し，情報の収集，調査及び研究（2項1号）
 - ②その付随業務（2項3号）
 - ③料団法第1条の目的（料率団体について，その業務の適切な運営を確保することにより，損害保険業の健全な発達を図るとともに，保険契約者等の利益を保護する）を達成するため必要な業務（2項4号）
- ②または③に該当する業務として標準約款を作成することは料団法および定款との関係においては十分可能と思われる。
- ②の業務に該当する理由付けとしては，会員の約款（引受条件）にかなりのばらつきがあることから，調査・研究の一環としてそもそも日本の賠償責任保険が範とした米国約款の最新状況を踏まえた標準的な約款を付随業務として作成するといったことになろう。
- 料団法第1条の目的がいう保険契約者等の利益に米国の保険契約者と比較して不利ではない補償が確保されるという観点を入れると，③の業務に該当する理由付けになるのではないかと思われる。

日本での可能性

● 日本損害保険協会

- 業界団体である損保協会が賠償責任保険の標準約款を作成することも、算出機構と同様の理由で可能であると考える。
- 賠償責任保険の分野では、かつては損保協会に賠償責任保険専門委員会があり、その下部組織である約款小委員会で約款の問題点を論議していた。
- 損保協会は、独禁法の観点から保険商品委員会を含む各種委員会機構は全面的に見直し、保険種目ごとの契約・支払データの収集・集計業務も、損害保険料率算定会（現在の算出機構）へ移管された。
- 1998年に初めての中期事業計画を策定し、新たな時代の協会活動の柱を、対外活動、社会的責任・使命に関する活動、会員会社に対する支援・サービス活動の3つとした。
- この経緯からすると、損保協会は、補償内容にかかわる共同行為は行わないという強い意思を示したものと思われる。
- しかしながら、これを共同行為についての過度な委縮とみる意見もある。保険事業は多数の法則を基本とするものであるため、競争関係にある会社が一定の範囲で共同行為（料率算出および標準約款作成）をする必要があり、それは保険業法に明記された地震保険や自賠責保険等限定的に列挙された分野に限らず必要であるというものである。
- 独禁法遵守の姿勢は重要であるが、保険契約者の利益に資する共通化・標準化のための業務は、独禁法との関係を精査したうえで取り組むという姿勢が必要なのではないだろうか。

約款標準化の課題まとめ

- 損害保険料率算出機構・日本損害保険協会は、賠償責任保険の標準約款作成業務着手の検討をしてみたいか。
- 個社も、標準約款作成の共同行為が独禁法3条の不当な取引制限にあたるか否かを検討してみたいか。
- 問題なしとの判断に至れば、賠償責任保険の約款研究会を立ち上げたみたいか。

ご清聴ありがとうございました